

伝統薬の電話等販売の継続について

当検討会に於いては、下記の理由により、伝統薬は従来と同様の事業継続が可能になるよう特段のご配慮をお願い致します。

当協議会では、今回の薬事法改正に伴う規制強化の主旨に則って、伝統薬業界における薬剤師および登録販売者の資質向上や自主規制のルール化により、一層の安全性確保のための対策を実施致します。

【理由】

1. 伝統薬利用者の声(具体的な声の抜粋は別紙参照)

●ほかに代替する薬や治療がなく、伝統薬に救われている方の声

病院や市販薬などいろいろ試したけれども改善されなかった症状が伝統薬によって和らぎ、伝統薬を「なくてはならない」「この薬しかない」と感じられている方が数多く存在します。

●伝統薬特有の利用者の都合により通信販売が必要な方の声

伝統薬の利用者には例えば痛みや神経痛などで薬局等へ行くことが困難な方が多く存在します。そのため電話等による購入ができなくなる事態に不安の声が多く寄せられています。

●製造販売者との直接のやりとりに安心を感じている方の声

情報提供やアドバイスなど対面同等の親身な対応に、生きる希望を見出している利用者や伝統薬メーカーの電話等による直接販売だからこそ安心と安全が得られている利用者も数多く存在します。

※薬局・薬店、配置販売業によって購入の困難がカバーできる旨の意見に対しては、物理的にも、機能的にも、代替対応が不可能であるというのが我々の主張です。

2. 伝統薬販売の実績と実態

伝統薬は、薬事法の承認を受けた一般用医薬品です。長年にわたり、メーカーが直接購入者(消費者)に対して、大きな事故も無く販売を続けてきた実績があります。

伝統薬メーカーは、専門家が電話等を通じて直接容態等を聞き取り、使用方法・注意事項等を説明のうえ販売しています。副作用の疑いなど利用者から相談があった時には、販売記録等をもとに懇切丁寧な説明を行い、必要に応じて医師の診察を受けるよう勧奨する等の安全措置を講じています。また、製造から販売まで一元管理のもとで直接販売し、責任の所在も明確であることで利用者に安心と安全を築いております。

3. 伝統薬存続の意義

今回の規制により、伝統薬の販売継続が不可能になると、とくに予防医学やセルフメディケーションという観点から、消費者の健康維持の機会を奪うこととなります。加えて、伝統薬メーカーの事業継続は困難となり、多くの雇用が奪われます。そして企業の存続不能は、そのまま伝統薬の消失につながります。伝統薬の消失は、医療・薬学史において日本が誇るべき文化遺産の消失にほかならず、医薬の歴史に大きな汚点を残すことになると考えます。

以上